

○大阪市住宅供給公社測量・建設コンサルタント等の契約に係る最低制限価格設定基準

制定 平成 22 年 5 月 31 日  
最近改正 平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）の契約の適正な履行の確保を図るため、大阪市住宅供給公社契約規程（以下「規程」という。）第21条第2項の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、規程に基づく予定価格及び最低制限価格に 108 分の 100 を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額は、同項各号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに①から④で構成されるものとする。

(設定の基準)

第3条 測量・建設コンサルタント等の契約に関し最低制限価格を設定する場合には、次の各号に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となつた①から④までに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額とする。

ただし、地質調査業務を除く業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び地質調査業務

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額で算出しているもの

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において直接人件費、直接経費、技術経費及び諸経費の合計額で算出しているもの

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる地質調査業務を除く業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第4条 最低制限価格を算出する際の端数については、最低制限価格が10万円以上の場合は1,000円未満の金額を切り捨て、10万円未満1万円以上の場合には100円未満を切り捨て、1万円未満の場合は円未満を切り捨てて処理する。

## 附 則

- この基準は、平成22年7月1日から施行する。
- この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

## 附 則

- この基準は、平成23年5月2日から施行する。
- この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規準の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者

を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 12 月 14 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 28 年 8 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。